

# 日本臨床生理学会会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本学会は、日本臨床生理学会 Japanese Society of Clinical Physiology (JSCP) と称する。

## 第 2 章 目的および事業

第 2 条 本学会は、臨床医学すべての領域における臨床生理学的研究ならびにその学際的研究の発表・交流・協力をとおして医学の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 前条の目的を遂行するため次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関誌および関連出版物の刊行
- (3) 内外の関係団体との交流・協力活動
- (4) その他本会の目的に資する事業として、日本臨床生理学会栄誉賞を設置し、当該年度の会長が選任し、理事会で承認、理事長が表彰を行う。

## 第 3 章 構 成

第 4 条 本学会は、その目的に賛同し所定の手続きを経た個人または団体により構成される。構成員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 A
- (2) 正会員 B
- (3) 名誉会長
- (4) 名誉会員
- (5) 団体会員

第 5 条 正会員 A は、本会の目的に賛同する医師および医学関連研究者で、所定の入会手続きを完了した個人とする。

第 6 条 正会員 B は、本会の目的に賛同する看護・臨床検査・その他の医学関連職などに従事する者で、正会員 B となることを希望し所定の入会手続きを完了した個人とする。

第 7 条 正会員 A と正会員 B の本学会における地位は同一のものとする。

第 8 条 名誉会長・名誉会員は、本学会の発展に特に功労のあった者の中から理事会によって推薦され、評議員会および会員総会で承認された個人とする。

第 9 条 団体会員は、本会の目的に賛同する団体で、正会員の推薦に基づき理事長の承認を経て所定の入会手続きを完了した団体とする。

第 10 条 入会を希望する者は、当該年度の会費を添え事務局に申し込むこととする。

第 11 条 事務局長は、入会申し込み者につき所定の手続きを行い会員として登録する。

第 12 条 留学などで休会を申し出ることができる。申し出た休会期間中は年会費を免除する。期間の上限は 5 年とする。

第 13 条 会員は、下記の場合にその会員登録を抹消される。

- (1) 事務局に退会希望を申し出たとき。
- (2) 特別な理由なく会費を連続 3 年を越えて滞納したときは会員登録を抹消する。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があり理事会が除名を決定したとき。
- (4) 死亡したとき。

## 第4章 役員および職務

第14条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事長1名
- (2) 会長1名
- (3) 理事若干名
- (4) 監事2名
- (5) 評議員各地区若干名
- (6) 事務局長1名

第15条 役員は、次の規定により選出・決定・任命される。

- (1) 理事長は理事および監事の互選により選出・決定される。
- (2) 会長は役員の中から理事会により推薦され評議員会の承認を経て理事長が会長を委託する。
- (3) 理事および監事は理事会の推薦に基づき評議員会の承認を経て決定される。
- (4) 評議員は評議員1名の推薦により正会員の中から選出され、理事会、評議員会の承認を経て会長が任命する。
- (5) 事務局長は理事会の推薦に基づき理事長が任命する。

第16条 役員任期は、次の規定により定める。

- (1) 理事長、理事、監事、事務局長の任期は3年とし再任を妨げない。
- (2) 会長の任期は、その年の学術総会の翌日から翌年の学術総会の最終日までを事業年度とした1年間とする。
- (3) 評議員の任期は規定しない。退任は本人の死亡または申し出により行う。

第17条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 理事長は理事会を開催し、本学会の業務を総理し、本学会を代表する。
- (2) 理事長に事故あるときまた理事長が欠けたとき会長が職務を代行する。
- (3) 会長は学術集会を主催し、評議員会、会員総会を開催する。
- (4) 理事は「理事会」に出席し、事業に必要な業務を審議決定し執行する。
- (5) 監事は「理事会」に出席し、本学会の財産の状況ならびに理事会の業務執行を監査する。
- (6) 評議員は評議員会に出席し、事業に必要な審議、提案を行う。
- (7) 事務局長は事務局の業務を総括し執行する。

## 第5章 会議

第18条 次の会議を開催する。

- (1) 学術集会
- (2) 会員総会
- (3) 評議員会
- (4) 理事・監事会
- (5) 各種委員会

第19条 学術集会、会員総会および評議員会は1事業年に1回開催し、会長がこれを主催する。会員総会は第4条に掲げる全構成員で構成され必要な審議を行う。

第20条 評議員会は、評議員をもって構成され必要な審議を行う。

- (1) 会長は必要があるとき臨時評議員会を招集することができる。
- (2) 会長は評議員の半数以上または監事2名の請求があるときは臨時評議員会を招集しなければならない。

(3) 名誉会長、名誉会員は評議員会に出席し意見を述べるができるが議決権はない。

第 21 条 定例理事会は、1 事業年に 1 回理事長により開催され、会長、理事、監事、事務局長で構成される。

(1) 理事長は必要あるとき臨時理事会を招集・開催することができる。

(2) 理事長は理事または評議員の半数以上、また監事 2 名の請求があるときは臨時理事会を招集しなければならない。

(3) 名誉会長、名誉会員は理事・監事会に出席し意見を述べるができるが議決権はない。

第 22 条 理事長は、理事会の承認を経て各種委員会を置くことができる。

(1) 委員は理事会の承認を経て正会員の中から理事長が委嘱する。

(2) 委員長は理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

(3) 委員会には理事会の承認を経て担当理事 1 名を理事長が委嘱する。

(4) 委員の任期は 3 年とし再任を妨げない。

第 23 条 会議の議決は出席者の半数以上の賛成を必要とする。賛否同数の場合は議長が決定する。

第 24 条 会議の議事録は事務局長が作成し、理事長と会長の査読修正後、次年度会誌 1 号に掲載する。

## 第 6 章 会 計

第 25 条 学会経費は、会員年会費、寄付金その他の収入をもってこれに当てる。

第 26 条 会員の年会費は、細則に定める。

第 27 条 会計年度は、毎年 9 月 1 日より翌年 8 月 31 日までとする。

第 28 条 理事会は、事務局長の報告に基づいて決算報告と次年度会計予算を作成し、監事の監査、評議員会の審議を経て会員総会に報告し承認を受けなければならない。

## 第 7 章 会則の改定

第 29 条 本会則は、評議員会および会員総会の審議・承認を経て改定することができる。

## 第 8 章 補 則

第 30 条 本会則施行に必要な細則は、理事会の審議決定により理事長が別に定める。

第 31 条 本会則は、平成 10 年事業年度の開始日（平成 10 年 10 月 24 日）より施行する。

(平成 12 年 11 月 17 日改定)

(平成 13 年 9 月 28 日改定)

(平成 14 年 11 月 28 日改定)

(平成 15 年 10 月 10 日改定)

(平成 17 年 10 月 14 日改定)

(平成 18 年 11 月 10 日改定)

(平成 19 年 9 月 1 日改定)

(平成 20 年 11 月 22 日改定)

(平成 24 年 10 月 19 日改定)

(平成 27 年 10 月 31 日改定)

(平成 30 年 11 月 3 日改定)

## 日本臨床生理学会会則施行細則

- 第 8 条細則 名誉会員は原則として理事を 3 期 (9 年) 以上務め、理事退任の意向を表明した時点で、理事または監事の発議で理事会により推薦する。
- 第 11 条細則 事務局長は、入会申し込み者につき所定の手続きを行い会員として登録する。  
入会申し込みは、本学会 **Homepage** の入会申し込みサイトに必要事項を入力し電子入会申し込みをするか、所定の入会申し込み書 (上記サイトをプリントアウトしても良い) に必要事項を記入し事務局長宛郵送する。この際当該年会費納入を行う。事務局長は年会費納入日を確認しその日付をもって会員名簿に登録する。
- 第 13 条細則 評議員の登録抹消については本人の意向を書状にて問いあわせ事務局長が対応を決定する。
- 第 15 条細則 役員は、次の規定により選出・決定・任命される。
- (1) 理事長は理事の互選により選出・決定され、理事会により任命される。  
理事長は理事・監事の推薦による候補者から選出する。選出方法は候補者が複数の場合は理事による無記名投票とする。候補者が 1 名の場合は理事による承認とする。
  - (2) 会長予定者は理事会から被推薦候補者として提案され、理事会で審議のうえ推薦される。評議員会は理事会推薦の会長予定者につき審議、決定する。会長予定者は会員総会で報告された後、理事長により会長を委嘱される。
  - (3) 理事および監事は理事会の推薦に基づき評議員会の承認を経て決定される。  
理事および監事候補者は理事または監事により候補者として提案され、理事会で審議のうえ評議員会に提出される。同候補者は評議員会で承認を経た後、理事長により理事・監事に任命される。
  - (4) 評議員は評議員 1 名の推薦により正会員 (A および B) の中から選出され、理事会、評議員会の承認を経て会長が任命する。  
評議員の被推薦資格は審議される時点で本学会会員であることが必要である。評議員の推薦は規定の評議員候補申請書に必要事項 (略歴、業績) を記入し、推薦評議員 1 名の自筆署名、捺印を添えて事務局に提出する。事務局は理事会、評議員会に審議事項として提出する。
- 第 17 条細則 役員は、次の職務を行う。
- (4) 理事は理事会に出席し事業に必要な業務を審議決定し執行する。  
理事長は理事会の承認を経て各種委員会担当理事、財務担当理事、渉外担当理事などの各担当理事を任命する。
  - (7) 事務局長は事務局の業務を総括し執行する。  
事務局は平成 19 年 9 月 1 日より日本臨床生理学会 (所在地: 東京都文京区小石川 2 丁目 23 番 11 号 常光ビル 7 階) に置き、事務局長が業務を総括する。事務局長は事務業務に必要な人員として事務局員を任命できる。事務局員の選定・待遇ほか付随事項は理事会の承認を経て決定する。
- 第 19 条細則 学術集会、会員総会および評議員会は、1 事業年に 1 回開催し、会長がこれを開催する。会員総会は第 4 条に掲げる全構成員で構成され必要な審議を行う。  
学術集会で研究発表を行う発表者 (共同研究者を含む) は原則として全員本学会会員であることを要する。
- 第 22 条細則 理事長は、理事・監事会の承認を経て各種委員会を置くことができる。  
各種委員会は会則委員会、会誌編集委員会、在り方委員会、学術教育委員会などを置く。各種委員会の委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。
- 第 26 条細則 年会費は正会員 A の一般会員 1 万円、評議員 1 万 3 千円、正会員 B の一般会員 5 千円、評議員 6 千 5 百円、団体会員 5 万円とする。

第 30 条細則 本会則施行に必要な細則は、理事会の審議決定により理事長が別に定める。  
本細則は第 39 回総会の理事会で審議決定し平成 14 年 11 月 29 日より発効する。